

中間前金払制度について

1 中間前金払制度とは

既に前払金（請負代金額の40%以内）として支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として請負代金額の20%を超えない範囲内の前払金を追加で支払う事ができるものです。

2 対象となる建設工事

当初の前金払を実施しており、部分払の支払いを行っていない建設工事を対象とします。

3 中間前金払ができる要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行なわれた工事経費が請負代金額の2分の1以上の額であること。
- (4) 請求時に保証事業会社の保証書の添付ができること。

4 中間前払金額

請負代金額の10分の2以内の額。ただし、債務負担行為等の2年以上にわたる契約の場合は、各年度の年割額に相当する金額に対して10分の2以内の額とします。

中間前金払いの手続き

① 認定の請求

中間前金払を希望する受注者は、『認定申請書』（様式第1号）に工程表、工事工程月報を添え、工事担当課に提出します。

② 認定調書の交付

認定申請書受付日から7日以内に、工事担当課から『認定調書』が発行されます。

③ 保証の申込み

受注者は、『認定調書』を添えて保証事業者に保証の申込みを行います。

④ 保証証書の発行

保証事業者から、受注者に中間前払金保証書が発行されます。

⑤ 中間前金払の申請

受注者は、『中間前金払申請書』（様式第2号）及び『中間前払金請求書』（様式第3号）に中間前払金保証書を添えて、工事担当課に提出します。

⑥ 中間前払金の振込み

『中間前払金請求書』受付日から14日以内に、前払金専用口座に中間前払金の振込みを行います。